

国民年金の第3号被保険者

社会保険適用

社会保険非適用

事業主・従業員さんとその配偶者の方々へ

社会保険非適用

社会保険適用

いまだに無くならない(´_`) 第3号の届出忘れ

今更ながら質問です。年齢、性別、正社員、パート社員、無就労に関わらずご確認ください。

現在・過去を問わず、ご自身が 60 歳になるまでの間に、ご自身の配偶者（であった方）の扶養家族であった期間がありますか？

の期間は、その一部であっても、ご自身の配偶者（であった方）が厚生年金または共済年金に加入していましたか？

かつ の期間は、その一部であっても、ご自身の配偶者（であった方）は 65 歳未満でしたか？

～ のすべてに当てはまる場合は、その一部であっても昭和 61 年 4 月 30 日以降に該当しますか？

～ のすべてに当てはまる場合は、 に該当する期間が、国民年金の第3号被保険者（保険料を支払わずして保険料を支払ったものとみなされる = 65 歳から受け取ることができる **ご自身の老齢基礎年金の金額に反映される**）となっていますか？

～ のすべてに当てはまる場合は、ご心配はありません。

～ のすべてに当てはまるけれど には当てはまるのかどうか分からない場合は、お手元に届いている

ハズの **ねんきん定期便** 等でご確認ください。

～ のすべてに当てはまるけれど には当てはまらない場合は、次の確認と手続きが必要です。

事 象	確 認 ・ 手 続 き
1)-1 当時の配偶者が社会保険庁の健康保険に加入していた場合	年金事務所（旧・社会保険事務所）に問合せ、 の期間においてご自身が当時の配偶者の健康保険の扶養家族となっていたか否か
1)-2 当時の配偶者が健康保険組合の健康保険に加入していた場合	健康保険組合に問合せ、 の期間においてご自身が当時の配偶者の健康保険の扶養家族となっていたか否か
2) 当時の配偶者の健康保険の扶養家族となっていなかった場合	当時の配偶者が当時お勤めになっていた会社に問合せ、当時の年末調整時等でご自身が当時の配偶者の扶養家族となっていたか否か
3) 上記のいずれかで扶養家族となっていた場合	1)-1 または 1)-2 の場合は、年金手帳と印鑑を年金事務所に持参する 2)の場合は、会社からその証明書（自由形式）を交付してもらい、年金手帳と印鑑と、配偶者の年金手帳と、その 当時の婚姻関係を記した戸籍謄本 を年金事務所に持参する

ご自身の配偶者（であった方）が厚生年金または共済年金に加入していたかどうか不明な場合は、配偶者（であった方）に届いている **ねんきん定期便** 等または年金事務所でご確認ください。

ご自身の配偶者（であった方）がどこの健康保険に加入していたかが不明な場合は、年金事務所にご確認ください。

配偶者（であった方）の年金手帳等が持参できない場合は、年金事務所でご相談ください。

パートタイムでお勤めであっても、収入が一定額以上の場合は、健康保険の扶養家族とはなれません。お勤めをしていなくても、失業保険（雇用保険の基本手当）を受給している期間は、健康保険の扶養家族とはなれない場合があります。

可能であれば、ご自身のご両親やご家族にも ~ を問いかけてはどうでしょうか。すでにお亡くなりになっても、ご両親の年金記録を照らし合わせることによって、判断できる場合があります。ご両親の年金記録がお手元がない場合は、ご自身の年金手帳 と **ご両親とご自身の血縁関係を記した戸籍謄本** を年金事務所へ持参すれば、ご両親の年金記録を確認することが可能です。

遺族年金を受け取っている女性の方々へ

配偶者の遺族年金を受け取っている**女性**に限定して見受けられますが、遺族年金を受け取っているがゆえにご自身の年金記録に関心のない方がいらっしゃいます。

いわゆる未亡人となってしまった女性には**寡婦加算**という手当がつきますが、これは 65 歳になるまでのものです。65 歳以降はご自身の**老齢基礎年金**を受け取ることとなるため、遺族年金からは寡婦加算がなくなります。となると、国民年金の第3号被保険者の期間がある / ないで受け取る老齢基礎年金の金額が変わってきます。遺族年金を受け取っていても、ご自身の年金記録は確認してください。

無年金の方々（年金を受け取る資格を満たさなかった方々）へ

これまでの国民年金第3号被保険者の話とは異なります。

老齢基礎年金を受け取るには、国民年金と共済年金と厚生年金とを**通算して 25 年以上の保険料の支払い**が必要です。国民年金については保険料の免除となった期間（一部免除の場合は残りの部分を支払った期間）や学生の納付特例期間（平成 11 年 4 月以降）も通算されます。これを**受給資格期間**といいます。

ただし、老齢基礎年金に関しては、**合算対象期間**というものがあり、どの年金制度にも未加入（保険料未払い）であっても、**主に**次の期間は受給資格期間に通算されます。

20 歳以上 60 歳未満の学生であった期間（平成 3 年 3 月までが対象）

ご自身が 20 歳以上 60 歳未満の婚姻期間であって、ご自身の配偶者が厚生年金または共済年金に加入していた期間（昭和 61 年 3 月までが対象）

20 歳以上 60 歳未満で、日本国籍を持ち、日本以外に住所があった期間（昭和 61 年 4 月以降が対象）

ただし、**合算対象期間は受け取る年金金額には反映されません**。ではあっても、無年金の方が年金を受け取ることができるとなると、ご本人やそのご家族の生活設計が変わってくるのではないのでしょうか。

合算対象期間を申し出るには、次の書類を年金事務所へ持参してください。

の場合	在籍証明書（卒業証書では不可）
の場合 (右のすべて)	当時の 婚姻関係を記した戸籍謄本 、その当時の配偶者の年金手帳、配偶者が共済年金に加入していた場合は共済組合が発行する「年金加入期間確認通知書」
の場合	改製原戸籍の附表（カセイゲンコセキのフヒョウ）
~ 共通	ご自身の年金手帳と印鑑
配偶者（であった方）の年金手帳等が持参できない場合は、年金事務所でご相談ください。	

なお、年金事務所は毎週月曜日（祝日の場合は翌開構日）は午後 7 時まで、毎月第二土曜日は午前 9 時から午後 4 時まで年金相談の対応をされています。みなさんの不安が解消されるといいですね。

お問合せは 西川事務所（電話：0866 - 22 - 7568 またはメール：nishikawa@stop-click.com）まで。

COLUMN (コラム)

いつまでも政府が年金記録問題に注力している最大の理由は、これだけ通知や報道があるのに、ご自身の年金記録に関心がないからか、宙に浮いている記録がありながら届出をしない方が多いからです。でも、ご自身の年金記録に不明点がない方や不明点が解消された方のほうが、無関心な方や不満を抱いている方よりも圧倒的に多数を占めます。早期に対応を済ませた方にとっては、長期にわたる問題への対応は、税金のムダ遣いに思えるのではないのでしょうか。このコラムへのご意見は下記にお願い申し上げます。



.com Master 2004 (インターネット検定)取得

社会保険労務士 西川 浩二

〒716-0033 岡山県高梁市南町 183

TEL 0866-22-7568 FAX 0866-22-2565

URL <http://stop-click.com/>

e-Mail nishikawa@stop-click.com

ご存知ですか？

雇用保険保険料率の改定

平成22年 4 月分から雇用保険の保険料率が次のように改定されています。

事業の種別	事業主負担分	従業員負担分
建設の事業	1000分の11.5	1000分の7
農林水産・清酒製造の事業	1000分の10.5	1000分の7
その他の事業	1000分の9.5	1000分の6

労働保険料の年度更新の時期が近づいていますので、今一度ご確認ください。

なお、労災保険料率には改定はありません。

ちなみに、平成22年 3 月分から政府管掌の健康保険の保険料率が1000分の93.8、同・介護保険の保険料率が1000分の15に改定されています。この2つの保険料は翌月末日が納付期限であるため、支払い日が 4 月以降の給与からの控除額に、改定された保険料率を適用するのが一般的です。